（様式－1）

（平成20年10月1日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　都市計画法第57条第2項/事業予定地内の土地の先買い等

作成部署　都市整備局市街地整備部管理課用地係　電話31-233

《事務処理フロー図》

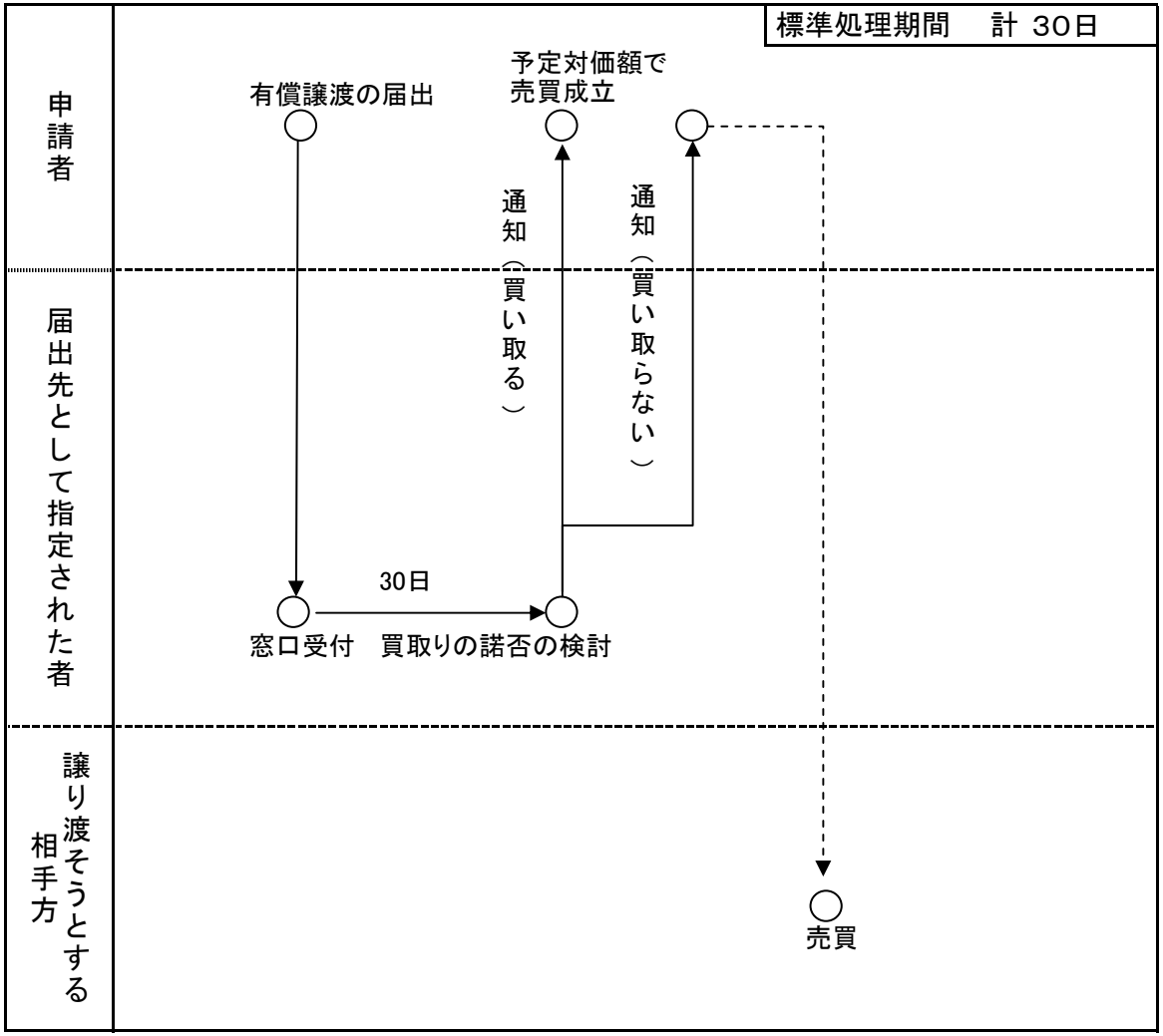

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　　明
1	有償譲渡の届出の受付	事業予定地内の土地を民々で売買する場合、予定対価額等の届出が義務づけられており、これを受付けます。
2	買取りの諾否の検討	届出のあった土地の権利関係の調査を行い、予定対価額での買取りについて検討し、諾否を決定します。
3	申請者への通知	申請者に買取りの諾否について通知します。 買い取る旨の通知を受けた場合は、予定対価額で売買成立となります。 買い取らない旨の通知を受けた場合、又は届出があった後30日を経過した場合は、譲り渡しの相手方と売買できます。